（前のページより続き）

〔告　示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件の一部を改正する件（**内閣府**四二）　二三〇

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（**同**四三）　二三一

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（**同**四四）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（**同**四五）　二三二

○首都直下地震緊急対策区域を指定した件（**同**四六）

○内閣総理大臣が定める特例地域型保育給付費の支給に係る離島その他の地域の基準（**同**四七）

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（**厚生労働**一九三）　二三三

○医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（**同**一九四）

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件（**同**一九五）　二三六

○介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針を定める件（**同**一九六）

○介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（**同**一九七）　二四四

○医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件（**同**一九八）

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（**経済産業・環境**五）　二四九

○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（**環境**四九）　二五〇

○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（**同**五〇）　二五二

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（内閣官房）　二三三

1　平成二七年三月三一日まで置かれる内閣審議官一人の存置期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（法務省）　二三六

1　大臣官房に置かれる審議官を一人廃止することとした。（第一一条及び改正前の附則第二項関係）

2　民事局に置かれる参事官を一人廃止することとした。（第一二条及び附則第三項関係）

3　刑事局に置かれる参事官を一人廃止することとした。（第一二条関係）

4　大臣官房に置かれる参事官一人の設置期間を延長することとした。（附則第二項関係）

5　民事局に置かれる参事官一人の設置期間を延長することとした。（附則第三項関係）

6　刑事局に置かれる参事官一人の設置期間を撤廃することとした。（改正前の附則第五項関係）

7　その他所要の規定の整備を行うこととした。

8　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇厚生労働省組織令及び労働組合法施行令の一部を改正する政令（政令第一二六号）（厚生労働省）　二五〇

一　厚生労働省組織令の一部改正関係

1　雇用均等・児童家庭局並びに同局総務課、育成環境課及び保育課の所掌事務の一部を改正することとした。（第一〇条、第九二条、第九七条、第九八条及び附則第四条関係）

2　年金局並びに同局事業企画課及び事業管理課の所掌事務の一部を改正することとした。（第一四条、第一三〇条及び第一三〇条の二関係）

3　社会・援護局援護課及び業務課を統合し、名称を援護・業務課とするとともに、同局に事業課を設置することとした。（第一〇〇条及び第一〇六条～第一〇八条関係）

4　中央労働委員会事務局に置かれる審査総括官を一人増員するとともに、調整第三課を廃止することとした。（第一五八条及び第一六一条～第一六三条関係）

5　中央労働委員会事務局調整第一課の所掌事務の一部を改正することとした。（第一六一条関係）

6　平成三〇年度末までの時限で設置されている大臣官房審議官一人の時限を撤廃することとした。（附則第二条関係）

二　労働組合法施行令の一部改正関係

1　中央労働委員会地方調整委員が任命される区域について、八区域を二区域に統合するとともに、その人数を削減することとした。（第二三条の二及び別表第一関係）

2　中央労働委員会事務局地方事務所について、七箇所から一箇所に削減するとともに、管轄区域を変更することとした。（別表第二関係）

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第一二七号）（厚生労働省）

1　年金積立金管理運用独立行政法人の主たる事務所を東京都に置く期限を平成二七年四月三〇日まで延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（政令第一二八号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

1　児童福祉司等の養成施設及び講習会について、都道府県知事による指定、変更の承認及び指定の取消し、都道府県知事に対する指定の申請、変更の届出及び指定の取消しの申請等について定めることとした。（第三条の二関係）